

玖珠郡粟野村銘細帳

甲斐素純

はじめに

今回史料紹介する延享三年(一七四六)の豊後国玖珠郡粟野村銘細帳は、玖珠町大字綾垣の宿利天祐氏収集の資料である。同氏はこの外にも、享保二十年(一七三五)閏三月の豊後国玖珠郡粟野村銘細帳と無年号の同村銘細帳その他を所蔵している。なお本史料は、『玖珠町史』の編纂過程で平成十年五月に史料収集された物の一つである。

佐藤満洋氏の論文⁽¹⁾によると、延享三年の村明細帳は日田郡鎌手村・小五馬村・玖珠郡山浦村・田野村・上下旦村・直入郡城後村・海部郡波越村の物が確認されている。同年の村明細帳類は、巡見使下向に伴なって作成されたものである。

「田野村明細帳」(『豊後国村明細帳』(二)所収)の奥書によると、「右式札(冊)上ル、一冊八寅正月廿日小浦ニ而上ル、一冊八同月廿七日年番旦村江遣シ、此銘細帳御巡見様^江上ル、

外村鑑帳も同前」とある。このことからすると、粟野村の銘細帳も一冊は小浦(別府市大字平道・速見郡日出町大字平道の内)の役所へ差出し、外の一冊は年番を勤めた旦村(上旦・下旦——九重町大字右田)庄屋を経て、巡見使へ差し出されたことがわかる。田野村や粟野村は当時小倉藩の預り地で、小浦役所へ提出された。またこの外に「村鑑帳」も同時に作成され、それぞれ提出されたようだ。

また享保二十年(一七三五)の村明細帳は、これまで直入郡小津留村と日田郡渡里村のものが、知られているにすぎない。⁽²⁾

注

(1) 『大分県地方史』第二一〇号所収、「村明細帳と村鑑帳の研究

(上)——豊前・豊後幕領を中心として——」、昭和六〇年十二月・

大分県地方史研究会

(2) (一)に同じ。



延享三年の栗野村銘細帳表紙
(玖珠町教育委員会提供)

(表紙ウワ書)

「延享三年

豊後国玖珠郡栗野村銘細帳

寅
(異筆)小野孝平」

文禄二己年宮部法印御検地

元和九亥年松平土佐守様御内検地

一高八百石

玖珠郡

栗野村

内

百貳拾五石六斗六舛三合七夕四才 竿減無地田畑訳不知

壹石六斗五舛 田方社地引

七拾七石貳斗六舛五合三夕 田方新高成無地

拾七石三斗六舛四合九夕 田方地所不知

百拾五石八斗貳舛七合 田方地所不槌

五石三斗貳舛八合 田方古来川引

壹石九斗五舛貳合三夕 田方酉子川欠石砂入引

貳石貳斗貳舛八合 田方寅卯井溝成引

貳拾貳石六斗貳合 田方子川欠石砂入引

※凡例

解説するにあたっては、「〇」は「ヨリ」とし、また「者・之・而・茂・得者・得共」は、それぞれ「は・の・て・も・えは・えども」とした。

式石五斗七舛九合

六斗

拾三石壹舛壹石七夕

六拾五石八斗七舛貳合三夕六才

九斗七舛七合

貳石壹斗九舛九合

三斗三合

壹斗五舛

残三百四拾四石四斗貳舛六合七夕

此反別三拾町貳段五畝貳拾貳步

此わけ

上田五拾六石八斗九舛

此反別三町七反九畝八步

中田五拾石貳斗八舛

此反別三町八反六畝廿三步

下田百五石四斗八舛五合七夕

此反別九町五反八畝廿九步

下々田拾石六斗九舛五合

此反別壹町壹反八畝廿五步

田方子川欠石砂入丑ヨリ引

畑方社地引

畑方新高成無地

畑方地所不知

畑方子山崩引

畑方舛井溝成引

畑方子川欠引

畑方子川欠丑ヨリ引

上畑成田貳石八斗三舛

此反別貳反壹畝貳拾三步

中畑成田壹石貳斗七舛六合

此段別壹反壹畝拾八步

居屋敷畑成田四斗二舛七合

此反別四畝拾壹步

下畑成田五斗七舛三合

此段別六畝拾壹步

下々畑成田壹斗四舛七合

此反別貳畝三步

田方合貳百貳拾八石六斗壹舛三合七夕

此反別拾八町九段壹步

上畑三拾五石九斗八舛七合

此反別貳町七反六畝貳拾五步

中畑拾九石八斗壹舛五合

此反別壹町八反四步

居屋敷八石六斗九舛

此反別八反六畝廿七步

下畑四拾四石五斗壹舛貳合

但 壹石三斗代

但 壹石壹斗代

但 壹石代

但 九斗代

但 七斗代

但 壹石三斗代

但 壹石壹斗代

但 壹石代

此反別四町九反四畝拾七步

但 九斗代

下田六斗

下々畑六合八斗九合

此反別九反七畝八步

但 七斗代

此反別五畝步

但 耆石代

畑方合百拾五石八斗舛三合

此反別拾耆町三反五畝貳拾耆步

下田拾石八斗四舛耆合

此反別耆畝貳反拾四步

但 九斗代

下畑成田貳斗四舛三合

此反別貳畝貳拾耆步

但 九斗代

万治三子年小川藤左衛門様
小川又左衛門様

御支配之節御改、其後段々起共

下々畑成田耆石三斗四舛耆合三夕

一高九拾石貳斗七舛七合

新田畑

此反別耆反九畝五步

但 七斗代

此反別八町六段八畝貳拾步

五拾耆石貳斗七舛耆合三夕

田方古来川欠引

下々畑成田耆斗三舛貳合

此反別貳畝六步

但 六斗代

四舛貳合

田方卯川欠石砂入引

田方合拾九石貳斗六舛貳合

四石六斗三舛

田方子川欠石砂入引

此反別貳町六畝耆步

六石六舛

田方子川欠石砂入丑ヨリ引

下畑三石九斗四舛貳合

七石耆斗五舛貳合七夕

畑方古来川欠引

此反別四反三畝貳拾四步

但 九斗代

殘貳拾五石耆斗貳舛耆合

此反別貳町七反七畝六步

下々畑耆石九斗七合

但 七斗代

此訳

下田六石耆斗四合七夕

此反別四步

但 六斗代

此反別五反五畝十五步

但 耆石耆斗代

畑方合五石八斗五舛九合

此反別七反老畝五歩

一見取田畑四畝式拾六歩

延享元子年迄、作反別同年不残川欠石砂入荒地ニ罷成、當時は御取箇無御座候、

所、少々早損仕候、

一 出作

の事、村高三百六拾石餘、内

三百五拾六石餘居村百姓持高、四石餘他村百姓持高

内 田式拾五歩
四畝老歩

是ハ前々永荒跡ニ有之、池田喜八郎様御代官所の節、起返ニ御吟味御座候えども、大川端ニ有之、本田畑ニ罷成場所ニテ無御座候ニ付、見取米大豆上納被 仰付候、反別御取箇共年々不同御座候、

是ハ田畑作申候儀、居村ハ百姓水呑の者共作り申、又ハ他村ヨリも作り申候、近村入組居申候ニ付、当村の者他

村分も作り申候、年々不同ニ付、高反別難書上御座候、

一用水井堰溝 拾式ヶ所 内 井堰 六ヶ所
用水溝 六ヶ所

長田堰 同所井溝

一銀拾七匁八分

薪札御運上、不定納

老ヶ所

老ヶ所

但 馬札九枚、老枚ニ付老匁八分宛
歩札式枚、老枚ニ付八分宛

是ハ当村内ヨリ取用申候、尤年ニより水不足仕候節

外馬札老枚無運上ニテ庄屋方へ被下置候、是ハ室七

は、川上右田村内物見塚下ヨリ右田村・旦村・恵良

郎左衛門様御支配宝永元申年御願申上、玖珠郡松木

三ヶ村の者と立会堰申候、

村御林、平家山ニテ薪伐取申候、

竹ノ下堰

同所井溝

一銀式拾八匁

野畑御見取、不定納

老ヶ所

老ヶ所

式畝八段歩

段ニ付老匁宛

是ハ当村ヨリ取用來申候、

是ハ室七郎左衛門様御支配、元禄十一寅年ヨリ上納仕

井尻堰

同所井溝

来候、

老ヶ所

老ヶ所

去丑年分如斯御座候、

是ハ当村ヨリ取用來申候

一当村の儀用水掛り水損所多ク御座候、早魃の節は谷水受の

坂ノ下蔦堰

同所井溝

沓ヶ所

沓ヶ所

是ハ右同断

桑原堰

同所井溝

沓ヶ所

沓ヶ所

是ハ右同断

牧口堰

同所井溝

沓ヶ所

沓ヶ所

是ハ右同村内ヨリ取用來申候

右井堰の儀、井手下の者共立会堰仕候、大川筋ヨリ堰上

申ニ付、洪水之節は毎度破損仕候、大破の節ハ御願申上

御普謂ニ御差加被下の義も御座候、右の外谷筋ニ小分の

井堰ハ数多御座候、

尤大川筋ハ川口ニより、堰増減御座候、

一土地ハ真土・野土・砂土・赤土・黒土

一田方ハ稲作斗仕候、

但、六分通ハ麦作仕候、残分ハ水田麦作不仕候、

一同種子・沓反ニ付、粃耨斗五舛ヨリ式斗站

但、
五月中ヨリ五六十日前種子かし
同中ヨリ三四十日前ヨリ苗代粃耨時

同中ヨリ 四五日前ヨリ 節中ニ植申し候

一同稲毛

あかわせ

高ざき

はりま

内くら

やろく

くろわせ

いなば

北国

万石

白川

はびろわせ

笠もち

かばしこ

幾田餅

備中わせ

細工箱餅

一畑方

大豆・粟・稗・芋・大根・麻少

但、八分通ハ麦作仕候、残分ハ土地悪敷、麦作不仕候、

一同種子 大豆四舛・稗式舛・小麦沓斗・大麦式斗

一田畑こやし

刈敷・糞・小便

一田畑小麦作

沓反ニ付、沓反ニ付、拾五六駄ヨリ式拾駄站
沓反ニ付、拾五六駄ヨリ拾式三駄まで

一田小作企

但、
上・中・下・下々沓反ニ付、沓斗四五舛ヨリ五六舛站位、切
ニハ難究御座候、田方之内六分通程は、地劣リ悪敷所ニて企

無御座候、

一畑小作企

但、
上・中・下・下々沓反ニ付、沓斗五舛ヨリ四五舛站、位切ニハ難
究御座候、畑方之内七分通程ハ、地劣悪所ニて企無御座候、

一上田沓反ニ付、稲拾駄刈、沓駄六束附ヶ

一田畑質入直段

此わけ

田沓段ニ付

上ハ五拾五奴ヨリ式拾五奴ほど站
中ハ四拾五奴ヨリ式拾日ほど站

畑沓段ニ付

下ハ、式拾奴ヨリ拾五奴ほど站
下々、式拾五奴ヨリ拾五奴ほど站

畑沓段ニ付

上ハ式拾五奴ヨリ拾五奴ほど站
中ハ拾五奴ヨリ拾三奴ほど站

下ハ
拾ヌヨリ五ヌほとと

右は地高相應ニ企有之分ニテ、大概如斯御座候、然は作場
最寄能其外相對の品ニヨリ格別高下御座候、村中ニテ六七
分通り企無之、質入ニも不成分御座候、

一御免割の儀、村中百姓不残出作の者迄庄屋所へ立会御割付
拜見仕、納方の次第委読聞申候、則損毛引等御座候えは、
銘細割引わけ小前勘定仕候、右御割付拜見の上御免割仕候
趣書付致、印形庄屋方へ取置申候、銘々出前究候以後、銘
々納員數為写取元帳ニ印形取置申候、

一川除御普請場箇所の事

堂園石腹付 (ママ) 老ヶ所

同所 竹杵 老ヶ所

桑原 石堤 老ヶ所

木船 石堤 老ヶ所

井手代石堤 老ヶ所

柿木田石堤 老ヶ所

同所 竹杵 老ヶ所

木ノ下石堤 老ヶ所

とうほし田石堤 老ヶ所

堂尼 石堤

老ヶ所

右は前々ヨリ御扶持方米被下、御普請被仰付候場所ニテ御
座候、尤川並ニより箇所間數等ハ増減御座候、勿論小破の
節ハ自普請ニ仕立申候、

一秣刈敷場の事

二ヶ所

引治村の内
松がとう山
同おしが尾山
是ハ野手銀出不申候

道法一里半程

十ヶ所

当村の内
斧の畑山 かり又尾山
茅場台山 後平山 小むれ山 七曲台山
だうが追山 桃木追山 落の原山
戸の口山
道法平均一里程

是ハ引治村枝郷西真所の者と当村百姓入会草刈申候、野手銀
取不申候

十ヶ所

当村の内
とちば山 すき踏岩 茅場
とびのす山 いか柱山 崩之脇
穴のお山 猿取岩 勝木ノ台
古屋床 道法右同断

是ハ南大隈村枝郷北大隈村枝郷・引治村枝郷の者共、入会ニ

草刈取申候、但其場所の書記證文取替置申候、野手銀取不申候、

一ヶ所

当村分内
南ハ勝木本谷わけ

北ハ獵取岩南ノくほ限り

是ハ南大隈村・北大隈村右兩村枝郷草場ニ相渡置申候、但證
文取替置申候、野手銀取不申候、

一 柴薪場の事

一ヶ所 松木村の内 道法三里程
御林 平家山

是ハ薪札御運上指出薪伐来申候、

二ヶ所 山浦村分内 道法二里半程
みの山 米の山

是ハ野手銀出不申候、

一 庄屋自山

四ヶ所

是ハ御運上銀無御座候、但庄屋役附山ニテハ無御座候、

百姓同前所監仕来り候、

一 百姓自山

拾八ヶ所

是ハ御運上無御座候、

一 樹木 栗・柿・梅少々御座候、

一作問嫁 是ハ草薪伐申候、女ハ布木綿少々仕候、

一 市場無御座候

一 御金山跡 一ヶ所御座候、但九拾五年以前承應元辰年御代官

小川藤左衛門様 御支配の節ヨリ始り、三拾八年以前宝永六丑

年御代官室七郎左衛門様御支配の節、御留山ニ被仰付候、

一 山林荒間原間等、新田畑開墾可成場無御座候、川邊ニハ田

畑可起返場所少々御座候、然共川辺の儀故決して難申上候、

一 郷御蔵 但 梁間式間半 沓ヶ所
桁行四間

此屋敷地、下田沓畝歩 高沓斗沓舛、

前々ヨリ御年貢村中ヨリ相弁上納仕来り候、

一 御制札 但 切仕丹御制禁札一枚 沓ヶ所
火附御制禁札一枚

庄屋近所ニ建御座候

一 玖珠川

此わけ

西川 幅平均廿五間ほど
長式拾町ほど

桑原川 幅平均六間ほど
長五町ほど

此川當時本川通ニ罷成り申候

とうぼし川 幅平均十四間ほど
長八町ほど

右川三筋の儀、往古ハ当村内牧口と申所ヨリ同郡右田村・

且村・恵良村・書曲村へ流通申候處、八十九年以前萬治元

戊年の洪水ヨリ、当村へ始て川筋押通申候、其後度々御普

請被仰付候えとも、当村地下りニ付、数度の洪水押通り、

今以大川流通申候ニ付、段々水損所多く、別て難儀仕候、

一土橋

三ヶ所

此わけ

一ヶ所 幅四尺
長三十二間

竹ノ下

一ヶ所 幅四尺
長式拾貳間

木ノ下

一ヶ所 幅四尺
長式拾七間

田中ノ下

右橋三ヶ所の儀、御田地作道其上往還筋二付、前々ヨリ村
中にて掛申候、年ニヨリ根付以前洪水出来流落申候えは、



～「粟野村銘細帳」部分～
(玖珠町教育委員会提供)

七四

一粟野村の儀、百三十九年以前慶長十三申年ヨリ松平土佐守
様御廉中様御知行ニ相成、其後百三年以前正保元申年ヨリ

御上知ニ罷成申候、

一当村内ニ引治村枝郷西真所と申所、高五拾石の在所飛入居

申候、就夫田畑も入交御座候、

一本百姓 七拾四軒

一水呑 式拾五軒

一村中人数五百四拾七人 内式百九十一人男 延享三寅御改

一牛馬五十六匹 内五十式疋牛 四疋

一切支丹類族無御座候、

一庄屋 壹人

一組頭 五人

一米四石五斗 庄屋給

是ハ村高三百六拾九石五斗四升七合七夕の内、庄屋高四拾

六石八升七合九夕引、残百姓高ニ割仕候、

一米三石 村年番給

是ハ諸御用庄屋ニ差加リ相勤候、年々村方相談申上、人柄

相改まかせおき圖置申候、給金年々増減御座候、

一米式石壹斗

村触給

両度も掛申儀御座候、竹木大分の義にて村中別て難儀仕候、
橋間数年々不同御座候、

是ハ諸御用村中申触候、村中相談申上人柄相改圖置申候、給金年々増減御座候、

一米三石五斗

小走給

是ハ御用状村維持運申候、村中相談申上圖置申候、給金年

々不同御座候

三口合金八石六斗

是ハ庄屋高共割賦仕候、

一 村 東西 三拾町程 南北 貳拾町程

一 隣村道法

惠良村へ 拾四町
右田村へ 拾六町餘
巨村へ 辰ノ方
引治村へ 三拾町餘
耆里餘 辰ノ方
南大隈村へ 拾町 牛ノ方
子ノ方

右之外、中山田村亥ノ方、山浦村酉ノ方山野境申候

一 豊後国御代官所御陣屋并御城下道法

日田郡日田御陣屋へ

道法 八里

大分郡高松御陣屋へ

道法 十六里

玖珠郡森御城下へ

道法 一里余

大分郡府内御城下へ

道法 十四里

海部郡臼杵御城下へ

道法 廿一里

同郡佐伯御城下へ

道法 廿八里

直入郡竹田御城下へ

道法 十五里

速見郡日出御城下へ

道法 十一里

同郡木付御城下へ

道法 十四里

一 豊前国小倉御城下へ

道法 式拾四里

一 江戸、京、大阪之道法

江戸へ海陸貳百六十九里
京へ海陸百四拾九里
大坂へ海陸百三拾六里

一 検見仕の事

庄屋・組頭・長百姓・地主立会位切ニ拾坪ほど歩刈致、其上は立会の者同様申し一致仕候えは其通ニ帳面ニ記し一二段越ニ坪刈仕候、早田引方不申請分ハ御検見以前ニも帳面を以願上、刈取申候、中晩田も御検見相延遅く候えは寒国の所故麦作仕取急申候ニ付、御断申上御検見立残置刈取候様被仰付候儀も御座候、

一 就御用庄屋、組頭御役所へ罷出候節、諸入用の儀庄屋ハ二里以上馬一匹口附共其上一日白金七合五夕一夜木錢五拾五文、村中ヨリ出申候、先元逗留飯米持參、雨雪の節ハ、人足召列申候、組頭の義は自分入用ニ仕勤候、日数人足役ニ相立申候、其上遠方罷出の節ハ人足老人召列申候、
一 夫錢割の儀、庄屋高除之、百姓高ニ割賦仕候、但井堰川除

御普請夫并諸出来銀ハ庄屋高共割賦仕候、

一 御廻米前々ハ三分一方ハ銀納ニ願上、三分二現石にて相廻

候處、新銀以來遠国銀入廻リ兼銀才覚難成御座候ゆへ、三

分一ニ共米納ニ御願申上相廻候、津出は同国速見郡小坂村

沾拾里内五里ハ百姓役、残五里分老里一石ニ付三分二厘、

此銀老奴六分宛御公儀様ヨリ被下来候、右拾里一石を武駄

ニ仕出申候、駄賃去丑年の積にて石ニ付拾二匁宛出申候ニ

付、右被下分引殘拾匁四分足銀仕候、尤百姓自分持牛馬ニ

て出申候之共、所持不仕者又ハ津出御急の節ハ、右の通ニ

て出申候、但御廻米老俵五斗入、欠米石ニ三舛宛相廻し来

り申候、

一 御廻米諸入用の事

是ハ江戸・京・大坂御藏納諸入用、納庄屋上乘賃并積漏御

藏出所諸入用諸役付賃銀共御廻米高ニ割合指出申候、且又

運賃銀額取賃米の儀も、欠米の分百姓方より差出来り候、

一 鉄砲七挺

此訳

威筒二挺 玉目三匁五ト

清太夫

同 一挺 玉目三匁五ト

孫左衛門

同 一挺 玉目三匁五ト

清右衛門

同 一挺 玉目三匁老ト

文左衛門

同 一挺 玉目三匁三ト

久兵衛

同 一挺 玉目三匁

角兵衛

是は右持主先祖ヨリ所持仕来り候、いつの時分ヨリ如何様

の訳にて所持仕来り候共、相知不申候、

一 八幡宮 境内 長式拾貳間 横式拾間

馬場 長式拾四間 横式間

一ヶ所

祭礼八月十五日 氏子共打寄申候

右境内馬場共高外空地にて御座候、外御供田下田老反五畝

歩、高老右六斗五舛、社人居屋敷六畝、高六斗、二口合式

石式斗五舛、松平土佐守様御知行の節、御寄附被成永荒高

分内ニ御立被遊候、其後御料ニ相成候ても前々の通り被成

置候、尤御寄附の御書附等無御座候、社人ハ吉田の未流大

宮司小野出雲守と申候、

一 山神 境内 長式拾間 横式拾間

一ヶ所

是ハ高外空地、当村小野出雲守祭礼執行仕候、

一 神明堂 境内 長三拾間 横十八間

一ヶ所

是ハ右同断

一一 向宗 真修寺 境内御年貢地

一ヶ所

是ハ境内下畑六畝貳拾歩、高六斗、右御年貢并ニ諸役共寺ヨリ相勤候、本寺ハ京都東本願寺下豊前国今井津浄喜寺ニテ御座候、

一同塵院 境内 長十三間 横八間

一ヶ所

是ハ高外空地、本堂守等無御座候、村中支配仕候、

一観音堂 境内 長十間 横五間

一ヶ所

右ハ右同断

一紺屋

老人

一前々追放者欠落者勘当者等、御帳面ニ付候者、無御座候、

一居村ヨリ見候山

同村与頭

玖珠郡角牟礼山

子ノ方

長右衛門

同郡 伐株城山

戌ノ方

八右衛門

同郡 平家山

卯ノ方

小右衛門

同郡 硫黄山

午ノ方

仁左衛門

同郡 湧蓋山

未ノ方

儀右衛門

同郡 萬年山

丙ノ方

同村百姓代

一居村ヨリ不見名山

兵内

豊前国 宇佐八幡宮

子ノ方

同

文左衛門

同国 英彦山

戊ノ方

同

角右衛門

同国 羅漢寺 子ノ方

肥後国 阿蘇山 未ノ方

豊後国 浦辺文殊 子ノ方

同国 油布嶽 卯ノ方

右は粟野村高反別銘細書の儀、御尋ニ付吟味の上少も無相

違書上申候、若隱置候事有之歟、又ハ偽の義申上、後日相

頭候は、拙者共何分の越度ニも可致仰付候、以上

延享三年寅 玖珠郡粟野村庄屋

五郎左衛門

同 兵左衛門

同 平太郎

(異筆)
「村仮具買受」

(玖珠郡九重町大字松木宝)

二〇〇一年度部会報告

【古代・中世史】

七月二八日 長田 弘通「大友美術コレクションについて」

一〇月一三日 三重野 誠「戦国期における城誘
―城誘に関する分析その2―」

一月二六日 武田 信也「武家故実の地方展開に関する一考察
―大友武家故実の形成と展開―」

四月一三日 梅野 敏明「中世後期における「公領」文言の意義
―豊後大友氏を中心に―」

【近 世 史】

八月二五日 岡本 暢哉「近世後期の在町

―大分郡戸次市村を中心として―

一 一月二六日 大津 祐司「豊後キリスト教史」

二 月一〇日 長谷川富美子「殿様が記した二百年前の旅
―稲葉雅通『入邦記』を繙く―」

【近現代史】

六月一六日 樋田 並滋「教科書考 ―戦前の国定教科書と
戦後の検定教科書―

九月二三日 都留 忠久「治安維持法と大分県

一 二月 八日 奥平 勝幸「明治維新政権の成立と諸藩」

三月 九日 高橋 雄太「近代日本競馬史と中津競馬の廃止

小野 滋規「新産都(大分市勢)の発展」